

来訪ロータリアン(1名)

高松北RC 田中利寿君

ニコニコBOX 創立第2345回例会 18件 計 39,000円 累計 950,000円

北岡先生おめでとうございます。吉田先生、卓話ありがとうございます。(上野君)
宮内さんにお世話になりました。(瀬尾君)
黒田さんにお世話になりました。(竹中君)
吉田先生、卓話ありがとうございます。(野村君)
良いことがありました。(黒田君)
良いことがありました。(北岡君)
市原さん写真ありがとうございました。(坂井君、蔭久君、三井君)
堅苦しい卓話で恐縮します。(吉田君)
11月ゴルフコンペで優勝しました。(佐野君)

県立体育館がサンポートに決定しました。(佐野君)
ゴルフ幹事を尾崎さんに全てやって頂きました。来月が最終です。(佐野君)
北岡先生、受賞おめでとうございます。(清水君、野村君)
北岡先生、地域文化功労賞受賞おめでとうございます。(篠原君)
北岡先生、おめでとうございます。今後ますますご活躍をお祈り申し上げます。(西山君)
早退お詫び。(中平君)

メークアップ

- 11/23 日本ロータリーEクラブ2650 橋本君
- 11/25 高松西RC 長谷川君、松岡君、星野君、松村君、北岡君、蔭久君、野村君、石濱君、半井君、井上君、熊井君、倉山君、片松君、黒田君
- 11/27 e CLUB ONE 堀尾君

卓話「～ご存知ですか？ 私達クラブの定款が改正されていることを！」

私達クラブは、R I の定款及び細則に従って結成され、R I に加盟しているロータリー・クラブです。いずれのロータリークラブも、R I に加盟するにあたっては、一部地域を除いて、クラブ定款として、R I が定める標準ロータリー・クラブ定款を採択しなければならないことになっており、例外地域を除く全てのロータリー・クラブで採択されており、当クラブもこれを採択しています。例外地域：グレートブリテン・アイルランド（R C 連合会発足前から存続している為）

この標準クラブ定款は、名称を定める第二条とクラブ所在地域を定める第四条だけは、一定の手続きを経ることにより、各クラブにおいて改正することができることになっておりますが、その他の条項の改正は全て3年に一度開催されるR I の規定審議会の決議に委ねられており、各クラブが独自に改正することは認められていません。

そして、その規定審議会の決議は、成立直後の7月1日から効力を発するものとされている為、当クラブの定款も、この規定審議会で標準ロータリー・クラブ定款の規定を改正する決議が成立すると、自動的に規定が改正されることになる宿命にあります。

この規定審議会は、このところ、毎回の様に、R I 定款・細則や標準ロータリー・クラブ定款の重要な部分の規定を大幅に改正する決議を成立させており、各年度の手続き要覧にその結果が掲載されていますが、残念ながら、当クラブ会員には十分周知されておりません。

本年は、3年に1度の規定審議会が開催される年であり、4月10日から15日にかけて、アメリカ・イリノイ州シカゴで開かれ、R I 定款やクラブ定款の規定の重要な部分を改定する決議がなされており、当然に当クラブ定款の一部が改正されております。

2016年の規定審議会で改正された当クラブの定款の改正部分（別紙参照）
2016年7月1日施行の当クラブ定款改正に伴うクラブ細則の改正要否（別紙参照）
今回はいまだに手続き要覧が出ていません。確定的は判断に困っているところがあるのではないかと思います。
今回の規定審議会の変更は例外規定2条の条文はロータリーにとって非常にまずいので、この条文を活用して変えて行く必要はないでしょう。今のやり方でどこが悪いのか？と言うのが私の考え方です。ロータリーの在り方そのものについての動機になるとしますので会員皆様もお考えいただき対処して頂ければありがたいところです。
ご清聴ありがとうございました。

会員選考委員会 委員長 吉田正己 君